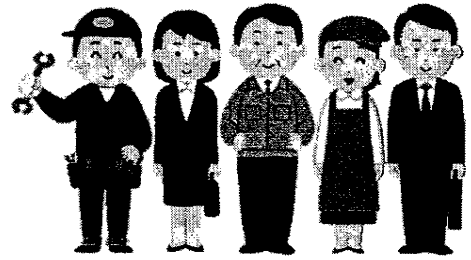


事業者のみなさん！  
ご存じですか？？



# 障がい者民間活用委託訓練

～障がい者雇用をお考えの事業者を支援～

障がい者民間活用委託訓練とは・・・

障がい者雇用を考える事業者や新たな仕事、職種に  
挑戦する障がい者を支援する国の制度です。

訓練コースは、2コースあります。

## 🌸実践能力習得訓練コース

対象者：社会人

## 🌸特別支援学校早期訓練コース

対象者：学生

\*両コースとも、事業者の事業所現場を使う職業訓練です。

事業者には、受け入れ訓練生1人あたり  
月額6万円（外税）が支払われます。  
（中小企業は上限9万円）



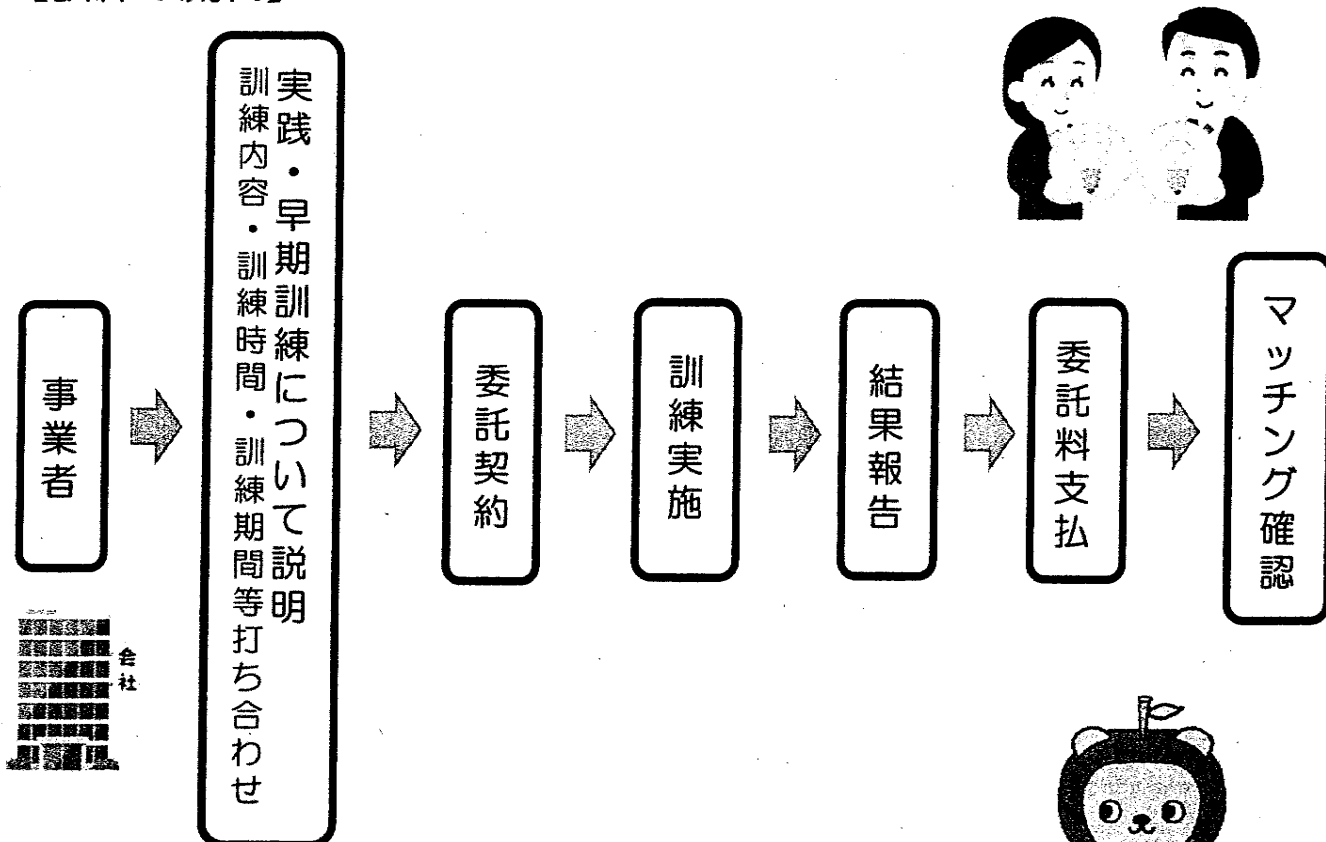
## 訓練メリット

- 障がい者雇用に対する事業者の不安を解消。
- 雇用の定着率向上につながる。(雇用のミスマッチを減らす)
- 業務遂行力や職場環境対応力等、配慮点を雇用前に具体的に把握。

## 訓練の特徴

- 受講料は無料！
- 対象者は、求職登録をしている障がい者。  
(手帳保持者または医師の意見書)
- ハローワークから受講斡旋が必要。
- 訓練期間は、原則3か月以内。訓練時間は、標準100時間/1か月で下限60時間。
- 事業主に委託料(訓練経費)原則6万円をお支払い。(中小企業は上限9万円)
- 受講生の労災保険は、県で特別加入するため事業主に負担はない。
- 訓練の修了には、80%以上の出席が必要。(中途での訓練中止も可能)

## 【訓練の流れ】



## 【訓練問い合わせ】

長野県松本技術専門校 障がい者委託訓練担当  
TEL:0263-58-3158